

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律案の概要

背景

- ・ 畜産業の国際的な競争環境が厳しくなる中においては、省力化機械の導入や増頭・増産等の取組の推進が必要。
- ・ 畜舎を新築して省力化機械の導入等を行おうとする際、畜舎には建築基準法が適用されるが、建築に係る負担は畜産業の経営実態からみて過大となっている。
- ・ このため、建築基準法の構造等の基準によらず畜舎等の建築等ができるよう措置を講ずることが必要。



法案の概要

1. 本法案の対象となる畜舎等

- ・ 畜舎(搾乳施設その他これに類する施設を含む)及び堆肥舎(「畜舎等」という。)
- ・ 畜舎等が市街化区域又は用途地域に含まれないこと。
- ・ 平屋で一定の高さ以下であり、居室を有さないこと。(第2条、第3条関係)

2. 畜舎等の建築等及び利用に関する計画の認定

- ① この法律によって畜舎等を建築等(新築、増築、改築等)及び利用しようとする者は、畜舎等の建築及び利用に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を申請できるものとする。
- ② 都道府県知事は、申請者が作成した①の計画が、次に掲げる要件等に適合するときは、これを認定するものとする。
 - i 利用基準(畜舎等の利用の方法に関する基準(畜舎等内の人の滞在時間、避難路の確保等))に適合すること。
 - ii 技術基準(畜舎等の構造等について、利用基準に適合する利用の方法と相まって安全上支障がないと認められる基準(建築基準法より緩和された基準))に適合すること。
- ③ 一定規模以下の畜舎等は、①の計画のうち構造等に係る部分の作成及び当該部分に係る②の認定は要しない。(第2条～第6条関係)

3. 畜舎等の建築等及び利用に関する計画の認定による建築基準法令の適用除外等

- ① 2の計画認定を受けた者は、技術基準及び利用基準に従って畜舎等を建築等をし、利用し、及び維持しなければならない。
- ② 2の認定に基づき建築等がされた畜舎等については、建築基準法令の規定は適用しない。(第7条～第12条関係)

4. 監督規定

- ・ 認定を受けた者による畜舎等の利用状況の定期的な報告
- ・ 認定に係る畜舎等の報告徴収、立入検査、3①に従っていない場合の改善命令等の実施(第13条～第16条関係)

施行期日

公布日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日